

以下に点検施設の判定区分を示す。

表-1

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

### 令和5年度 大型附属物点検結果

No.	施設名	フリガナ	路線名	架設年次 (西暦)	延長 (m)	幅員 (内空) (m)	管理者名	点検記録		
								点検実施 年度	構造物全体 の判定区分	所見等 ※変状・損傷の概要 ※判定区分Ⅱ以上を記載
1	旭町地下道	アサヒヨウチカドウ	旭町大通り線	1978	131	7.0	青森市	R5	Ⅲ	継ぎ手部に遊離石灰が見られる。
2	石江地下道	イシエカドウ	三好岡部線	2011	65	6.5	青森市	R5	Ⅱ	継ぎ手部に遊離石灰が見られる。
3	門型標識	—	旭町大通り線	—	—	19.5	青森市	R5	Ⅱ	鋼部材に腐食が見られる。
4	門型標識	—	旭町大通り線	—	—	16.1	青森市	R5	Ⅱ	鋼部材に腐食が見られる。
5	門型標識	—	新城平岡8号線	—	—	13.7	青森市	R5	Ⅱ	鋼部材に腐食が見られる。
6	門型標識	—	新城平岡8号線	—	—	13.5	青森市	R5	Ⅱ	鋼部材に腐食が見られる。